

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会（以下当法人という。）の定款第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬等)

第2条 役員に対して、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、第3条に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

なお、常務理事の報酬については、「再任用各付」とし、京都府の指示に基づき報酬、期末手当・勤勉手当を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員に対する報酬の額は、理事会及び監査等への出席1回につき2,000円とし、併せて当法人旅費規程に基づき算定した額を旅費として支給する。

2 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき2,000円とし、併せて当法人旅費規程に基づき算定した額を旅費として支給する。

3 常務理事の報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 期末手当・勤勉手当については、別表2に定める額

(3) 通勤手当については、当法人給与規程第7条の規定に準ずる額

また、常務理事が職務のため出張した時は、当法人旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬は、理事会及び監査等に出席した都度、支給する。  
なお、常務理事には、出席した都度、支給しない。

2 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

3 常務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各項の報酬等の区分に応じて定める時期とし、報酬の支払い方法等については、当法人給与規程の規定に準ずるものとする。

- (1) 報酬については、毎月月末の平日（勤務日）に支払う。
- (2) 期末手当・勤勉手当については、毎年6月及び12月とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

別表1 常務理事の報酬

給料月額	294,300円 (京都府行政職給料表再任用格付けBその他役員の額)
管理職手当	52,974円 (給料月額の18%)
地域手当	31,775円 (給料月額+管理職手当の9.15%)

別表2 常務理事の期末手当・勤勉手当

上限額	848,694円 (別表1の給料月額に京都府「再任用職員(Bその他役員)」期末手当・勤勉手当の支給率を乗じた額)
-----	---